



議

会

報

告

会

第3回

5月13日(土)

10~12時

前渡コミセン

14~16時

阿字ヶ浦転作

推進センター

5月14日(日)

10~12時

田彦コミセン

14~16時

平磯コミセン

プログラム

- ①開会
- ②議長あいさつ
- ③議会とは
- ④平成29年度予算について
- ⑤各常任委員会報告
・市の主要事業について
- ⑥意見交換
- ⑦閉会

ひたちなか市議会



市議会について

～議会の仕組みと役割について～

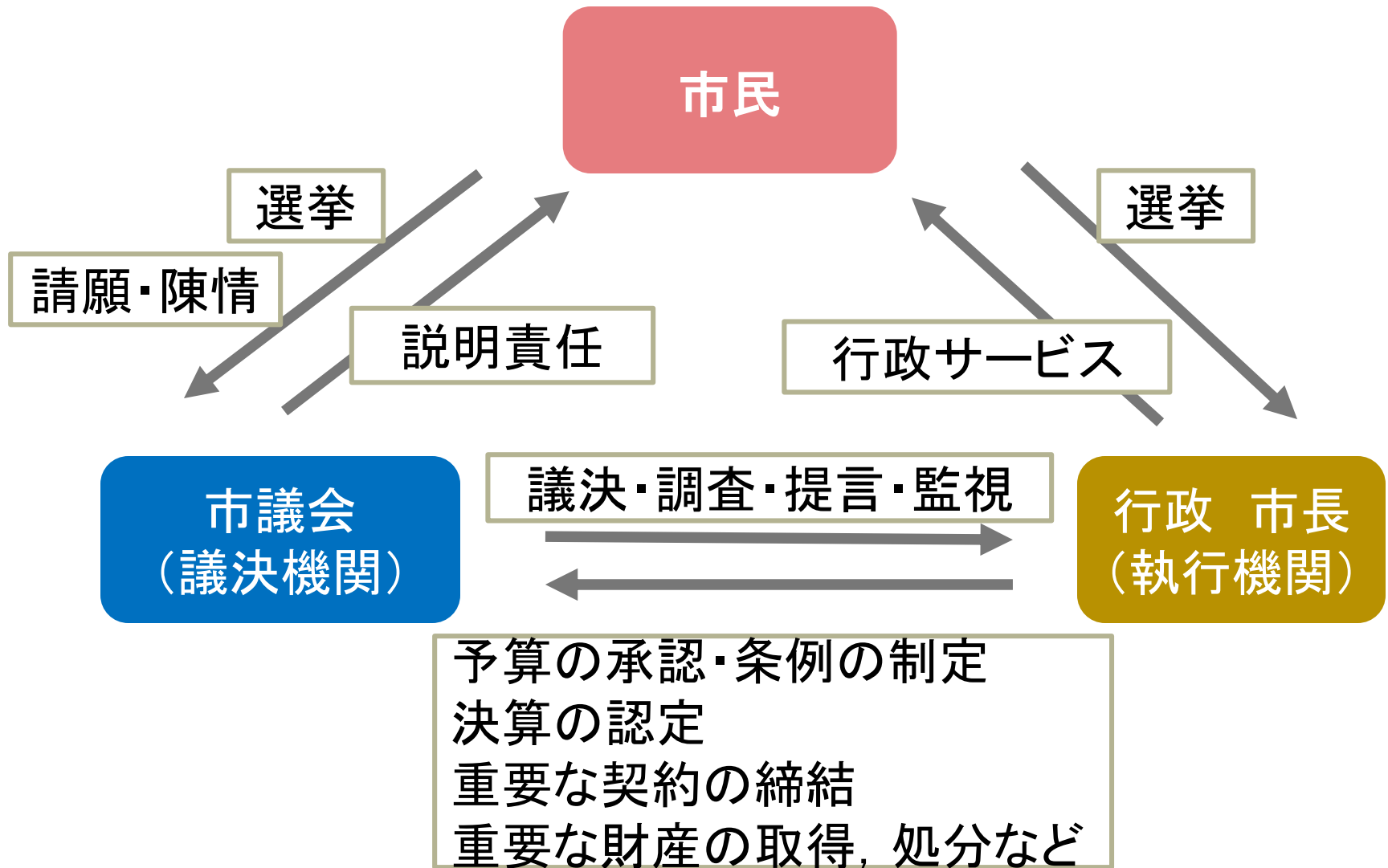
作成：議会運営委員会



本庁舎横にある ひたちなか市議事堂



市議会の役割(二元代表制)





市議会議員について

定数

ひたちなか市議会の定数は
25名です。

(平成23年11月～ ※地方自治
法上・定数撤廃)

議員・特別職報酬(月額)

議長	副議長	議員	市長	副市長	教育長
541,000	504,000	470,000	963,000	778,000	710,000

政務活動費 45,000円(月額)

議員の政策・調査・研究に資するため
必要な経費の一部として支給。規則に
より用途基準が定められている。

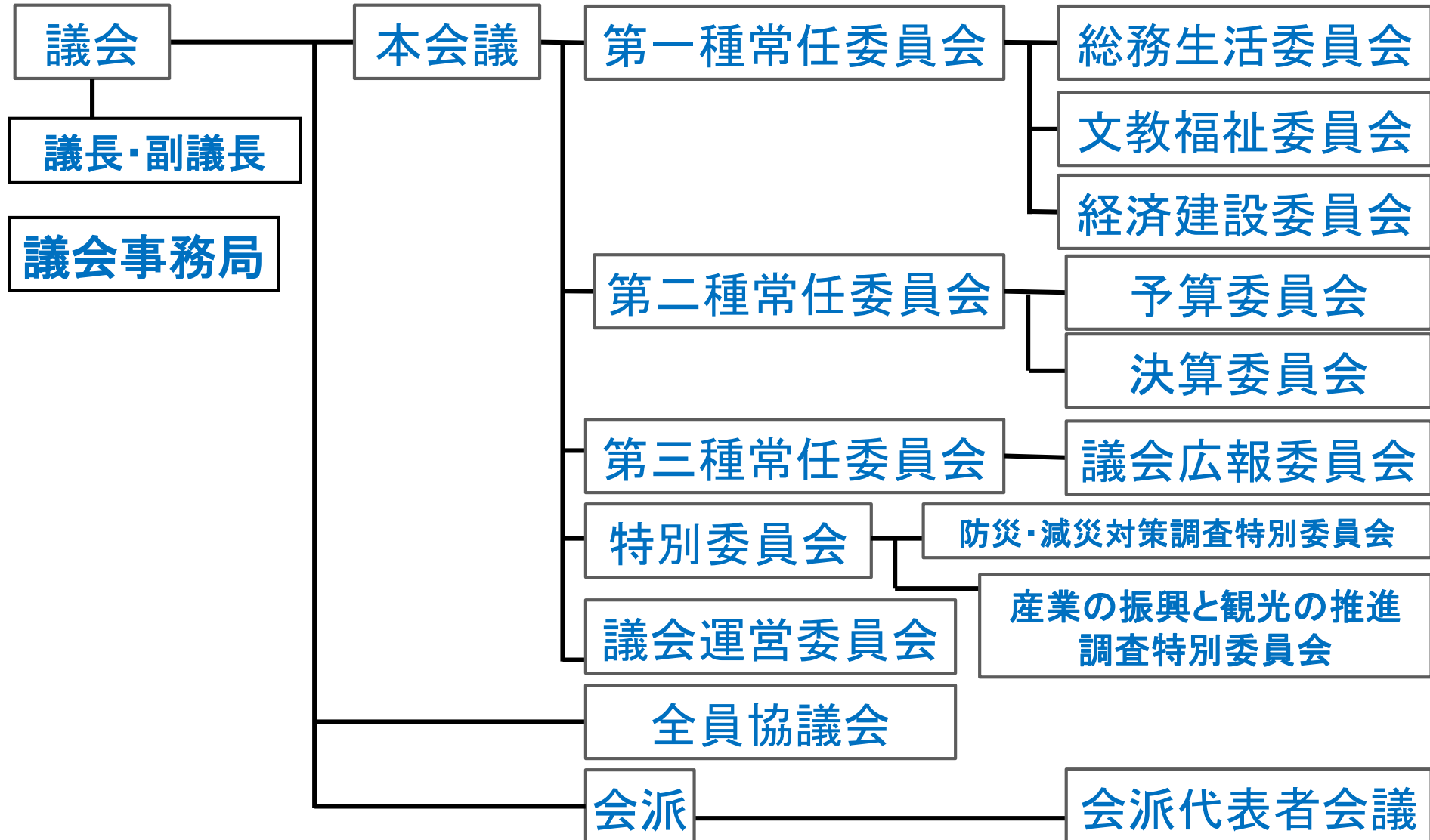
議員定数の変遷

時期	地方自治法	市条例定数
平成6年11月～	合併特例	52人
平成7年11月～	36人	34人
平成11年11月～	34人	30人
平成15年11月～	34人	28人
平成19年11月～	34人	27人

※政務活動費収支報告書を提出する(領収書
等支出根拠を明らかにできる書類等を添付)



市議会の仕組み





市議会の仕組み ～本会議～

- 全議員で議案（予算案や条例案）を審議して、議会の最終意思を決定する会議です
- 議案は、市長、委員会又は3人以上の議員の提案で提出することができます
- 本会議の中で決めることを議決といい、議決が議会の意思となります



市議会の仕組み ～定例会・臨時会～

■ 定例会

◇ひたちなか市は、条例で年4回と定められていて、3月・6月・9月・12月に本会議を開催しています

■ 臨時会

◇急いで決定しなければならないことがあり、必要がある場合に開催することがあります



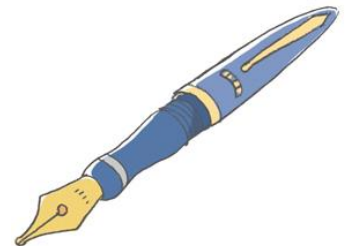
市議会の仕組み ～代表質問・一般質問～

■ 代表質問

◇ 3月定例会でおこなわれる市長の施政方針に対して、会派を代表しておこなう質問のことをいいます

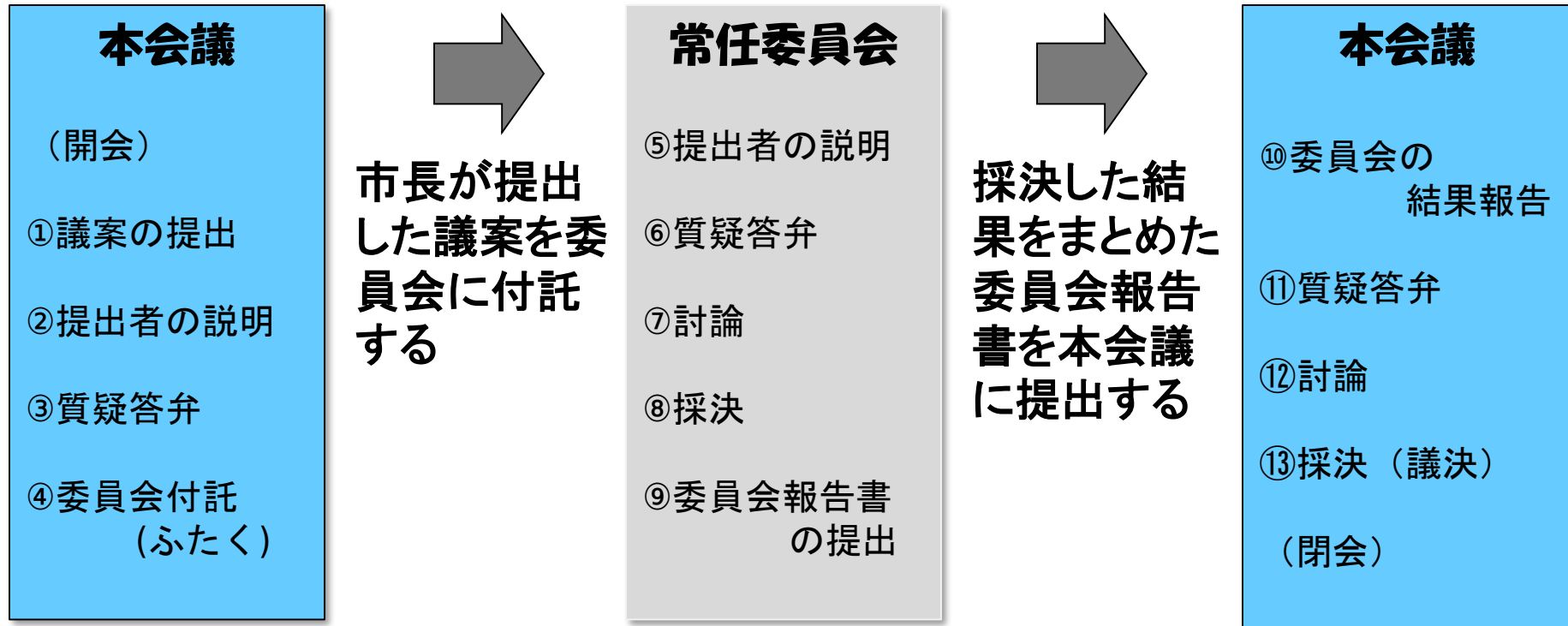
■ 一般質問

◇ 定例会において、市政全般についておこなう質問のことをいいます





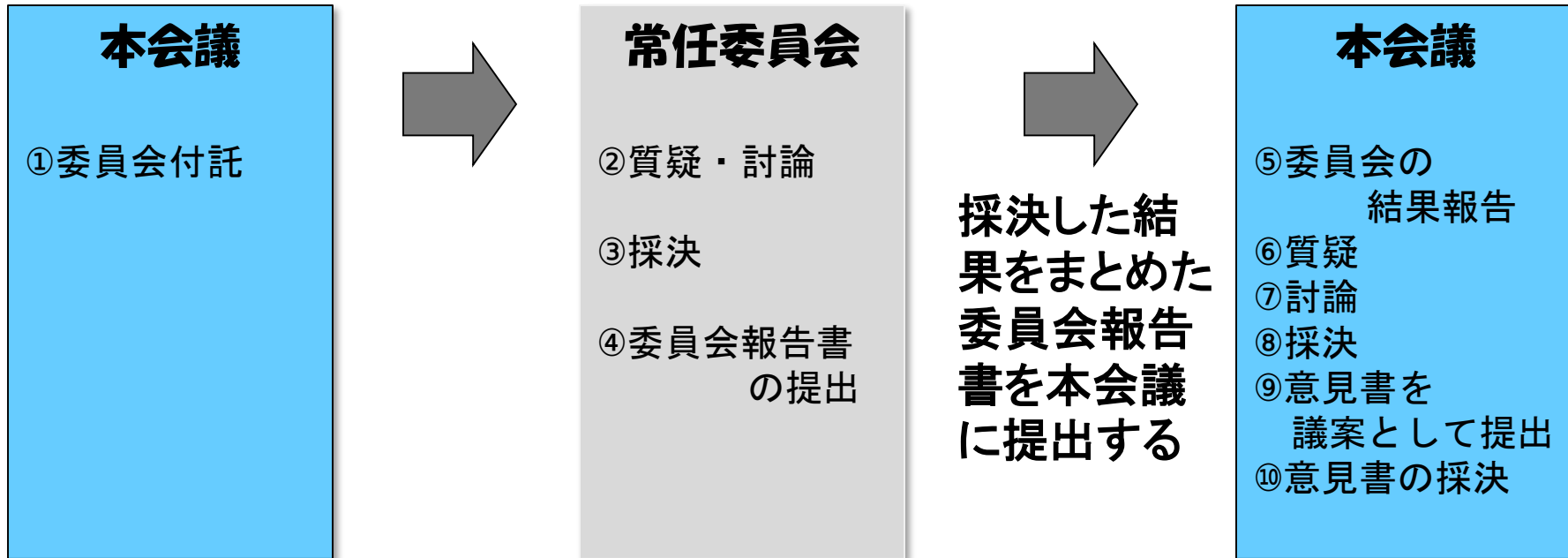
市議会の仕組み ～議案が議決されるまで～



委員会で審査した後、本会議ですべての議員の意思により、議案を議決する



市議会の仕組み ～ 請願・陳情が議決されるまで～



委員会で審査した後、本会議ですべての議員の意思により、議案を議決し、意見書を提出する



2つの特別委員会

委員会名	定数	付託事項
防災・減災対策 調査特別委員会	12人	<ol style="list-style-type: none">1. 自然災害(地震、津波、高潮、ゲリラ豪雨等)に関すること2. 防災・減災対策の強化に関すること3. 原子力災害時における広域的避難計画に関すること
産業の振興と 観光の推進 調査特別委員会	12人	<ol style="list-style-type: none">1. 賑わいの創出による観光振興に関すること2. ひたちなか地区の魅力発信に関すること3. 企業誘致に関すること



議員の一般質問に市長が答えています